

協議項目第21－号

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて提出する。

平成15年11月4日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて
窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。

平成15年11月4日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	窓口業務
調 整 方 針	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
戸籍	タイプライターによる記載処理 ・届出書確認後、受付帳に記載処理 ・記載事項と届出書を照合し決裁 ・戸籍記載処理 ・申請により戸籍交付 ※本籍数 :3,205戸 (H15.3.31現在) 本籍人口:8,419人 (H15.3.31現在)	タイプライターによる記載処理 ・届出書確認後、受付簿に記載処理 ・記載事項と届出書を照合し決裁 ・戸籍記載処理 ・申請により戸籍交付 ※本籍数 :1,397戸 (H15.3.31現在) 本籍人口:3,726人 (H15.3.31現在)	タイプライターによる記載処理 ・届出書確認後、受付簿に記載処理 ・記載事項と届出書を照合し決裁 ・戸籍記載処理 ・申請により戸籍交付 ※本籍数 :1,925戸 (H15.3.31現在) 本籍人口:4,054人 (H15.3.31現在)	タイプライターによる記載処理 ・届出書確認後、受付帳に記載処理 ・記載事項と届出書を照合し決裁 ・戸籍記載処理 ・申請により戸籍交付 ※本籍数 : 510戸 (H15.3.31現在) 本籍人口:1,225人 (H15.3.31現在)	合併までに各町村それぞれ電算システムを導入し、合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整する。
住民基本台帳	クライアント・サーバ型電算処理 ・届出により入力、照会、異動、発行 ※住民票登録者:3,823人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・届出により入力、照会、異動、発行 ※住民票登録者:2,097人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・届出により入力、照会、異動、発行 ※住民票登録者:2,293人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・届出により入力、照会、異動、発行 ※住民票登録者: 297人 (H15.10.1現在)	合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整する。
印鑑登録	クライアント・サーバ型電算処理 ・印鑑登録申請 ・印鑑登録証明書交付 ※印鑑登録証:手帳 印鑑登録者:2,466人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・印鑑登録申請 ・印鑑登録証明書交付 ※印鑑登録証:手帳 印鑑登録者:1,373人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・印鑑登録申請 ・印鑑登録証明書交付 ※印鑑登録証:手帳 印鑑登録者:1,512人 (H15.10.1現在)	クライアント・サーバ型電算処理 ・印鑑登録申請 ・印鑑登録証明書交付 ※印鑑登録証:手帳 印鑑登録者: 180人 (H15.10.1現在)	合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整する。
外国人登録	手作業 ・新規登録、訂正、確認 ・家族事項登録 ・登録証引替交付 ・居住地変更 ・居住地以外変更 ・原票の閉鎖 ※外国人登録者: 59人 (H15.10.1現在)	手作業 ・新規登録、訂正、確認 ・家族事項登録 ・登録証引替交付 ・居住地変更 ・居住地以外変更 ・原票の閉鎖 ※外国人登録者: 4人 (H15.10.1現在)	法務省貸与パソコン入力処理 ・新規登録、訂正、確認 ・家族事項登録 ・登録証引替交付 ・居住地変更 ・居住地以外変更 ・原票の閉鎖 ※外国人登録者:129人 (H15.10.1現在)	手作業 ・新規登録、訂正、確認 ・家族事項登録 ・登録証引替交付 ・居住地変更 ・居住地以外変更 ・原票の閉鎖 ※外国人登録者: 1人 (H15.10.1現在)	合併までに各町村それぞれ電算システムを導入し、合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整する。
昼休憩対応	職員による交代勤務 ・戸籍届書類の受付、住民票の発行及び電話予約による印鑑登録証明書の交付	職員による交代勤務 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	職員による交代勤務 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	職員による交代勤務 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	統一した事務仕様となるよう合併時に調整する。
休日対応	宿日直職員による対応 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	宿日直職員による対応 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	宿日直職員による対応 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	宿日直職員による対応 ・戸籍届書類の受付及び電話予約による住民票、印鑑登録証明書の交付	統一した事務仕様となるよう合併時に調整する。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	窓口業務
調 整 方 針	資 料		

窓口業務の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【戸籍法】 第一条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。 2 前項の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 第六条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。 【住民基本台帳法】 （目的） 第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。 （市町村長等の責務） 第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。 3 住民は、常に、住民としての地位の変更に係る届出を正確に行なうように努めなければならない、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。 4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。 【外国人登録法】 （目的） 第一条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。	☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。 ☆内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 住民関係 1 戸籍関係については、両町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 住民基本台帳関係については、両町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 印鑑登録証交付手数料については、合併時に五十崎町の例により調整する。 4 住民票の交付手数料については、合併時に内子町の例により調整する。 5 出産祝い金については、五十崎町の例により合併時に調整する。 6 配偶者あっせん報償費交付事業については、合併時に廃止する。 ☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 住民業務 住民業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。